

2023 年度事業計画書

自 2023 年 4 月 1 日

至 2024 年 3 月 31 日

一般社団法人 東京都警備業協会

はじめに	1
第1 啓発普及活動事業	1
1 広報・啓発活動	1
(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行	1
(2) 東警協ホームページの活用	2
(3) イメージキャラクター等の活用	2
(4) イベントにおけるブースの設置	2
2 犯罪抑止活動等補助	2
(1) 特殊詐欺被害防止への協力	2
(2) 「東京都安全・安心まちづくり協議会」への参加	2
(3) 「東京万引き防止官民合同会議」への参加	2
(4) 各種犯罪被害防止のためのグッズ等の作成・配布	2
第2 育成事業	2
1 警備員教育（現任教育）	3
2 東京都の「職業訓練認定校」講習（新任教育）	3
3 公安委員会委託講習	3
(1) 警備員指導教育責任者講習	3
(2) 機械警備業務管理者講習	3
(3) 現任指導教育責任者講習（定期講習）	3
4 特別講習事業	4
(1) 特別講習	4
(2) 予備講習	4
第3 調査研究指導事業	4
1 警備業に係る調査研究事業	4
2 少子高齢化社会を見据えた調査研究	4
3 「適正取引推進等に向けた自主行動計画」の周知と要請	4
第4 災害対策支援事業	5
1 災害への備え	5
2 各種訓練の実施	5
(1) 登録警備員参集訓練	5
(2) 江戸川河川敷における警視庁災害警備総合訓練	5
(3) 東京都・東村山市合同総合防災訓練	5
(4) 電話連絡網招集伝達訓練	5
(5) 地区、地域及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練	5
(6) 災害対策委員会・女性部会合同研修会	5
第5 セミナー等事業	5

1	教育委員会関係	6
(1)	教育幹部研修会	6
(2)	教育幹部合宿研修会	6
2	業務適正化委員会関係	6
3	施設警備業務部会関係	6
(1)	上級救命講習	6
(2)	施設業務適正化研修会	6
(3)	施設経営者研修会	6
(4)	施設教育担当者研修会	6
(5)	施設警備業務報告会・研修会	6
4	交通警備業務部会関係	6
(1)	関係機関との意見交換会	6
(2)	教育担当指導者研究会	7
(3)	適正業務研修会	7
(4)	交通経営者研修会	7
(5)	交通警備業務報告会・研修会	7
5	機械・輸送警備業務部会関係	7
(1)	上期研修会	7
(2)	下期研修会	7
(3)	機械・輸送警備業務報告会・研修会	7
6	女性部会関係	7
(1)	災害対策委員会・女性部会合同研修会	7
(2)	女性警備員研修会	7
7	青年部会関係	7
(1)	「警備の日」関連行事の実施	7
(2)	警備業のDX化等についての研究	7
8	各地区の研修会等	8
9	各種テロ対策研修等	8
10	暴力団等反社会的勢力の排除活動	8
(1)	不当要求防止責任者講習	8
(2)	暴力団追放都民大会への参加	8
(3)	東警協暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会	8
第6	表彰等事業	8
1	優良警備員等表彰式	8
2	各種功労者等表彰	8
3	その他の表彰	9

第7	その他の事業	9
1	総会・理事会等	9
(1)	総会	9
(2)	理事会	9
(3)	新年互礼会	9
2	人材確保対策の推進	9
(1)	業界別人材確保支援事業	9
(2)	関係機関との連携	9
3	東警協各種事業のデジタル化	9
4	書籍等販売事業	10

はじめに

2022年度は、新型コロナウイルス感染症が更に拡大し、7月には感染者が都内で4万人をこえる厳しい状況になった。それに追い打ちをかけるようにロシアによるウクライナ侵略を端緒とする戦争の長期化や経済制裁と報復によって日本国内においても社会生活に大きな影響を及ぼすこととなった。

また、日本中を震撼させた安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件により「警護要則」が改正されるなど我が国の警護警備が大きく見直されることとなった。更に、韓国ソウルで158人が犠牲となった雑踏事故が発生したことにより、渋谷スクランブル交差点でのハロウィンやサッカーワールドカップなどの雑踏警備に、マスクミをはじめ国民から強い関心が寄せられ、警備業界にとっても緊張感を増した1年となった。そうした中、2022年度の協会事業は、その時々々のコロナ情勢を考慮しつつ、感染対策を十分に行いながら可能な限り実施した。

2023年度を展望すると、政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5月以降「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を決定したことにより、社会経済活動の大幅な緩和となるなど、ウイズコロナ、アフターコロナが本格化されるものと予想される。

そうした中、一大イベントとして広島でのG7サミット、それに伴う関連行事が開催され、関係機関と連携を密に関連施設等警備の万全が求められている。本年度も社会情勢を注視しながら、都民、国民はもとより警備員自身の安全にも努め、社会の安定の維持に不可欠な業務として期待と信頼に応えていくことが肝要である。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策前の事業計画を基本に、業界において最も深刻な課題である人材確保対策を最重点として、適正取引の推進や働き方改革への対応、更にはデジタル化の推進など有益な施策に的確に対応していく事業計画を策定することとする。

なお、本年度の事業計画においては、新型コロナウイルス感染症などの社会情勢により事業計画の中止や変更があり得ることを付言する。

第1 啓発普及活動事業

(定款第4条第1号「犯罪等の防止に関する啓発普及事業」)

1 広報・啓発活動

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

東警協の各種事業を掲載するほか、警備業界を取り巻く情勢、各行政機関等からの情報を収集し、会員にとって有益な情報を登載して活用に資するほか、充実した内容の登載に努め、関係機関、団体等にも配布して社会に貢献する警備業を広報する。

(2) 東警協ホームページの活用

東警協の活動紹介をはじめ、警視庁、東京消防庁、東京労働局、全国警備業協会など関係機関から寄せられる情報、関係法令や規則等の施行・改正に関する情報や資格取得講習、セミナー等の開催情報をタイムリーに公開するほか、PDF版の機関誌「とうけいきょう」を掲載して会員に対する閲覧機会の提供などにより充実した内容の登載に努める。

(3) イメージキャラクター等の活用

東警協のイメージキャラクター「とけきょん」等を活用し、関連グッズやチラシ等を作成して、ハローワーク等で配布するほか、「警備の日」記念イベント等での広報に活用する。

(4) イベントにおけるブースの設置

東京都の合同防災訓練等の大規模イベントが実施される際、東警協ブースを設置し、「とけきょん」等のグッズ等を活用して警備業のPRを行う。

2 犯罪抑止活動等補助

(1) 特殊詐欺被害防止への協力

特殊詐欺被害が依然として多発していることから、平成30年6月1日に警視庁との間で締結した「特殊詐欺被害防止対策協定」に基づき、車両用ステッカーを活用した注意喚起活動や携帯用シールを活用した声掛け活動を継続推進するとともに、被害防止キャンペーンを企画するなど、警視庁と連携して特殊詐欺の撲滅を目指す。

(2) 「東京都安全・安心まちづくり協議会」への参加

東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」を制定して犯罪だけでなく交通事故による被害防止も加えた安全安心の確保を図り、「誰もが安全安心を実感できる社会の実現」に向けた取組みを推進していることから、当協会もこれに参加し、犯罪や交通事故の防止に配慮した環境整備に取り組む。

(3) 「東京万引き防止官民合同会議」への参加

刑法犯認知件数の約1割強を占める万引き被害を防止するため、警視庁、東京都及び民間業界団体等により組織される「東京万引き防止官民合同会議」に参加し、近年の万引き被害の傾向と未然防止についての調査研究などに警備業界として積極的に情報共有を図る。

(4) 各種犯罪被害防止のためのグッズ等の作成・配布

警視庁等関係機関からの要請に基づき、特殊詐欺の被害防止、子供の犯罪被害や少年非行等の未然防止、サイバーセキュリティ対策推進のため、当協会名入りのグッズ等を作成し、警視庁各警察署の防犯協会等を通じて、各種運動等で配布できるよう啓発普及に協力する。

第2 育成事業

(定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第4号「法令等の規定に基づく講習等の受託事業」)

1 警備員教育（現任教育）

現に警備業務に従事している警備員に対し、警備業者からの委託により実施する教育（1回、6時間）

○ 1号の業務別教育	18回	定員	各回 110名
○ 2号の業務別教育	4回	定員	各回 110名
○ 1号から4号の基本教育	18回	定員	各回 110名
○ eラーニング受講者不足分教育			
1号の基本及び業務別教育	6回	定員	各回 110名
2号の基本及び業務別教育	2回	定員	各回 110名
	計 48回	定員	5,280名

2 東京都の「職業訓練認定校」講習（新任教育）

職業能力開発促進法に基づき、東京都から職業訓練の短期課程セキュリティ科を行う職業訓練認定校の指定を受け、新たに警備業務に従事させようとする警備員に対し、警備業者からの委託により実施する教育

3日間で20時間の教育を実施	12回	定員	各回 110名
		計	1,320名

東京都の「職業訓練認定校」対象外（新任教養）

eラーニング受講者不足分教育	8回	定員	各回 110名
		計	880名

3 公安委員会委託講習

(1) 警備員指導教育責任者講習

○ 1号警備業務	新規 5回	定員	各回 110名
	追加 1回	定員	70名
○ 2号警備業務	新規 2回	定員	各回 110名
	追加 1回	定員	110名
○ 3号警備業務	1回	定員	60名
		(新規 50名 追加 10名)	
○ 4号警備業務	1回	定員	80名
		(新規 30名 追加 50名)	
	計 11回	定員	1,090名

(2) 機械警備業務管理者講習

	2回	定員	各回 50名
	計 2回	定員	100名

(3) 現任指導教育責任者講習（定期講習）

○ 1号警備業務	3回	定員	各回 220名
○ 2号警備業務	2回	定員	各回 250名
○ 3号警備業務	1回	定員	90名
○ 4号警備業務	1回	定員	90名
	計 7回	定員	1,340名

4 特別講習事業

(現任教育を兼ねる)

(1) 特別講習

(「警備員特別講習事業センター」委託の警備員検定)

○ 施設警備業務	1級	2回	定員	各回	80名	(ふじの)
	2級	7回	定員	各回	80名	
	再講習	2回	定員	各回	80名	
○ 交通誘導警備業務	2級	14回	定員	各回	80名	(ふじの)
	再講習	2回	定員	各回	93名	
○ 雑踏警備業務	1級	1回	定員		80名	(ふじの)
	2級	5回	定員	各回	80名	
○ 貴重品運搬警備業務	1級	1回	定員		80名	(ふじの)
	2級	3回	定員	各回	80名	(大井町)
	計	37回	定員		2,986名	

(2) 予備講習

特別講習受講対象者の事前講習として実施

	37回	定員	各回最大	80名
計	37回	定員		2,960名

第3 調査研究指導事業

(定款第4条第2号「犯罪等に強い社会の構築に必要な調査研究に関する事業」)

1 警備業に係る調査研究事業

警備業に係る各種実態把握調査をはじめ、警備業を活用した「犯罪等に強い社会を構築」していくために必要とされる情報を幅広く収集する。

2 少子高齢化社会を見据えた調査研究

国内の少子高齢化が進展し、今後の人手不足は更に深刻な状況になることが避けられない。これに対応する高度な機械化、AIやIoTを駆使した社会の実現が予想される中、将来の警備業界の発展につながる諸対策について調査研究を行う。

3 「適正取引推進等に向けた自主行動計画」の周知と要請

令和4年9月に全警協が改訂した「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を会員に周知するために、当協会の会員専用ホームページに掲載するほか、東京都に対して最低制限価格制度等導入に向けた要請を行う。

第4 災害対策支援事業

(定款第4条第6号「災害時支援体制の確立に関する事業」)

1 災害への備え

東日本大震災や近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、近い将来に発生すると予測される大規模災害に備えるため、各種訓練等を充実強化するとともに必要な資機材や備蓄品の計画的な調達を図る。

また、警視庁との「災害時支援協定」が締結から24年が経過しており、運用上問題がないか精査するほか、有事に安全で迅速な対応がとれるよう検討する。

2 各種訓練の実施

(1) 登録警備員参集訓練

警視庁との災害時支援協定に基づく活動要領を踏まえ、参集した登録警備員に対して警視庁の指導により、支援協定による要請を受けた諸活動の完遂を期して、4月17日に警視庁交通安全教育センターにおいて各種訓練を実施する。

(2) 江戸川河川敷における警視庁災害警備総合訓練

6月29日に江戸川河川敷において、実施される警視庁災害警備総合訓練に参加し災害現場での交通誘導等を含む防災機関との連携強化を図る。

(3) 東京都・東村山市合同総合防災訓練

9月3日(日)に東京地方に首都直下地震が発生したと想定して実施する東京都と東村山市の合同総合防災訓練に東警協部隊として参加し、自治体、防災機関との連携強化と自助共助の地域防災力向上を図る。

(4) 電話連絡網招集伝達訓練

災害時支援協定に基づき、電話連絡網を整備して災害時の招集伝達訓練を行うことにより、有事即応体制を確立することを目的として、9月1日、令和6年1月16日に実施する。

なお、電子メール併用や招集警備員名簿の作成など、より実践的訓練も合わせて行う。

(5) 地区、地域及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練

各地区単位で災害対策委員会加盟社により開催する研修会のほか、警視庁が実施する災害対策訓練や所轄警察署で行われる主要交差点における交通誘導警備訓練等の各種訓練に参加する。

(6) 災害対策委員会・女性部会合同研修会

災害時に対応する心構えや知識を習得する研修会を6月2日に開催する。

第5 セミナー等事業

(定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第5号「警備業務の適正な運営の確保を図る事業」、第7号「警備業務の環境向上に関する事業」)

1 教育委員会関係

(1) 教育幹部研修会

非会員を含めた各社の指導教育責任者等を招致し、以前一斉立入検査前に行っていた研修会を6月30日に実施、経営者の意識改革、教育幹部等の資質及び指導力の向上を図るための研修会を11月30日に実施する。

(2) 教育幹部合宿研修会

警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、必要な資質及び指導力の向上を図るために10月18日から19日に「研修センターふじの」における合宿研修会を開催する。

2 業務適正化委員会関係

業務適正化推進大会 ～ リスクセミナー2024 ～

労働災害防止の論文、ポスター、標語の優秀作品に対する表彰、労働災害の防止や適正な労務管理に関する講演等の研修会を令和6年2月20日に東食健保会館で実施する。

3 施設警備業務部会関係

(1) 上級救命講習

上野消防署の協力により実施する講習で、東京消防庁が発行する上級救命技能認定証（有効期間3年）の取得を目的として年度内5回実施する。

(2) 施設業務適正化研修会

施設警備業務を営む経営者や管理者等を主な対象に、適正な労務管理を推進するための研修会を6月23日に開催する。

(3) 施設経営者研修会

施設警備業務を営む経営者を主な対象に、各種法令の周知を図り業務の適正を推進するための研修会を9月15日に開催する。

(4) 施設教育担当者研修会

施設警備1級及び2級検定合格に向け、指導教育責任者、教育担当者等の指導力の向上と送り出し教育を強化するための研修会を11月24日に開催する。

(5) 施設警備業務報告会・研修会

施設警備業務の年間報告と次年度の活動計画等の報告並びに適正業務の推進と資質等向上のための研修会を令和6年2月2日に開催する。

4 交通警備業務部会関係

(1) 関係機関との意見交換会

交通誘導警備の現場における事故防止を含む適正業務の推進のため、警視庁との意見交換会を4月24日に開催する。

また、警備業界が抱える諸問題の解決のため、全警協等関係機関との意見交換会を年4回開催する。

(2) 教育担当指導者研究会

交通誘導警備検定の合格率を高めるため、指導教育担当者の指導力向上と送り出し教育を強化するための研修会を6月27日に開催する。

(3) 適正業務研修会

熱中症対策をはじめとする交通誘導警備業務の適正化実現に向けての研修会を8月30日に開催する。

(4) 交通経営者研修会

交通誘導警備業務の経営者を対象に、意識改革を図るための研修会を、外部講師を招聘して、9月21日に開催する。

(5) 交通警備業務報告会・研修会

交通誘導警備業務の年間報告と次年度の活動計画等の報告並びに適正業務の推進と資質等向上のための研修会を令和6年3月19日に開催する。

5 機械・輸送警備業務部会関係

(1) 上期研修会

機械・輸送警備業務を営む各社の教育幹部を主な対象に、資質・能力の向上を図る研修会を7月19日に開催する。

(2) 下期研修会

機械・輸送警備業務を営む各社の管理者を主な対象に、意識改革及び適正な警備業務を推進するための研修会を11月1日に開催する。

(3) 機械・輸送警備業務報告会・研修会

機械・輸送警備業務の年間報告と次年度の活動計画等の報告並びに適正業務の推進と資質向上のための研修会を令和6年2月22日に開催する。

6 女性部会関係

(1) 災害対策委員会・女性部会合同研修会

災害時に対応する心構えや知識を習得する研修会を6月2日に開催する。

(2) 女性警備員研修会

女性警備員を対象として、女性活躍推進を目的に警備技術の向上や人格形成に資する研修会を11月22日に開催する。

7 青年部会関係

(1) 「警備の日」関連行事の実施

警備業の社会的認知向上のための活動を11月1日の「警備の日」に合わせ、SNSを活用したイベントを配信し、拡散を図る。

(2) 警備業のDX化等についての研究

将来を見据えて、警備業のDX化等について、各種情報を収集し、研究を行う。

8 各地区の研修会等

中央、千代田、城南、南西、新宿、北西、北東、多摩の各地区において、年間業務報告会や適正業務の推進、警備員の資質の向上等に資する研修会を開催する。

9 各種テロ対策研修等

各国で発生している国際テロを見据えて、警視庁が実施するテロ対策パートナーシップ連絡会議に参加するとともに、各種警備訓練の視察や協会を実施する各種研修会等で、サイバーテロを含めたテロ対策を盛り込むなど、警備業界全体の関心を高め、被害拡大防止の観点から自主警備体制の環境作りを推進する。

10 暴力団等反社会的勢力の排除活動

(1) 不当要求防止責任者講習

警備業務から暴力団等反社会的勢力を排除するため、(公財)暴力団追放運動推進都民センターが行う「不当要求防止責任者講習」を本年は6月15日、11月14日に開催し、暴力団等反社会的勢力を排除する活動(暴排活動)を支援する。

(2) 暴力団追放都民大会への参加

東京都暴力団排除条例に基づき、都民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団追放都民大会に参加する。

(3) 東警協暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会

令和6年2月14日に開催する定例理事会を対策協議会と位置付け、年度内の活動結果と活動予定を報告するほか、暴力団情勢を把握するとともに対策を協議する。

第6 表彰等事業

(定款第4条第8号「警備員及び警備業務に関し功労のあった者に対する表彰事業」)

1 優良警備員等表彰式

会員各社から表彰基準に該当する警備員の推薦を受けて表彰しており、10月17日に銀座ブロッサムにおいて、表彰式を挙げる。また、会員として50年を迎えた企業に対しても表彰を行う。

2 各種功労者等表彰

多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し顕著な功労のあった者、警備員の教育に関する事業に従事し、または警備業の発展のために実効ある発明、考案若しくは研究をし、警備業の発展に顕著な功労のあった者に対する表彰で、5月29日の定時総会に合わせて実施する。

3 その他の表彰

(一社)全国警備業協会が募集する労働災害防止に関する論文、ポスター、標語の優秀作品について、業務適正化推進大会（リスクセミナー）の席上で表彰を行うほか、会長が特に必要があると認めた者に対して表彰を行う。

第7 その他の事業

(定款上の事業～定款第4条第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

1 総会・理事会等

(1) 総会

令和4年度の事業報告と決算報告をはじめ、理事・監事等の選任などについて承認を受けるため、5月29日に定時総会を開催予定であり、警備業功労者等の表彰式を併せて実施する。

(2) 理事会

令和5年度の理事会は、4月25日、7月13日、9月12日、12月20日及び令和6年2月14日にそれぞれ開催する。

(3) 新年互礼会

諸官庁並びに会員相互の賀詞交歓の場として、令和6年1月17日にグラウンドアーク半蔵門で開催する。

2 人材確保対策の推進

(1) 業界別人材確保支援事業

東京都産業労働局が東京しごと財団と連携して実施する「業界別人材確保支援事業（団体独自取組支援）」に基づく助成金（事業費の半額）を活用し、次の事業を実施し、人材の確保、定着化、警備業界のPR、イメージ向上を図る。

- ・資格取得（交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級）のためのオンラインセミナーの配信
- ・業界PRイベントの実施
- ・人材確保に関するセミナー

(2) 関係機関との連携

(公財)東京しごと財団のほか、東京労働局職業安定課(ハローワークを含む)、などと連携して、警備業界の人材確保対策を推進する。

3 東警協各種事業のデジタル化

東警協は、これまでホームページの構築、電子メールの活用、協会内LANなどOA化を進めてきたところであるが、今後のDX時代に向け、研修の申し込み・会場受付、各種手続きのオンライン化、各種研修会等の講演のオンライン化、新任・現任教育でのeラーニング、特別講習向けオンラインセミナーの導入など、東警協の各種事業へのデジタル化を検討し、推進していく。

4 書籍等販売事業

警備業務に関する教本等の書籍類をはじめ、検定受験のためのDVD、申請書類、検定バッジ、協会オリジナルの警備員手帳、「とけきょん」ぬいぐるみ、IDカードホルダーなどの販売を行う。